

## 平成30年度『湖東三山館あいしょう』新経営プラン策定業務委託 仕様書

### 1. 委託業務名

『湖東三山館あいしょう』新経営プラン策定業務

### 2. 履行期間

平成31年1月30日から平成31年5月10日まで

### 3. 委託業務の目的

観光振興施設である『湖東三山館あいしょう』（滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺1395-1／指定管理施設）の活性化に向けて、これまでの内部評価分析に加え、専門的な業務改善策等を検討・実施するため、コンサルティングによる調査・分析・提案を受け、条例の目的や趣旨を尊重したうえで新たな経営プランを策定する。

### 4. 委託業務内容

『湖東三山館あいしょう』が、地域の特産物や観光資源を活かして誘客を促進するとともに、観光情報発信施設として、愛荘町の魅力を発信できるか等、愛荘町が持っている既存データを活用し、評価分析を踏まえて改善策を提案する。

#### ①利用・運用状況の現状と課題の整理

（情報発信力、地場製品の販売・促進力）

#### ②財政状況に関する分析

（収支状況）

#### ③事業スキームと改善策の立案

（施設のポテンシャル、環境分析、ニーズ把握）

#### ④報告書の作成

（検討内容の整理、今後のあり方の提案）

#### ⑤『湖東三山館あいしょう』新経営プラン策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)

での説明・報告 ※資料作成含む

（中間報告：4月初旬予定・・・分析等、最終報告：5月初旬予定・・・提案）

## 5.提供できる資料

- 来場者数、アンケート結果
- 販売部門売上状況（年月日別による品目別売上）
- 飲食部門売上状況（年月日別によるメニュー別売上）
- 指定管理料(年度別)
- 湖東三山S I Cの通行状況（年月日別による出入口の通行台数）
- 事業取り組み状況

## 6.納品物等

「4.委託業務内容」の①～④をとりまとめた『湖東三山館あいしょう』新経営プラン報告書として、50部（表紙・本文1色 ※ホチギス2ヶ所とめ程度の仕上がりでよい）および電子媒体1部（CD-ROM）を納品すること。

納期は平成31年5月10日(金)とし、納入場所は愛荘町農林商工課とする。

## 7.打合せ・協議

方針・内容・スケジュール等業務の遂行に必要な打ち合わせは、原則として愛荘町内で実施する。また、打合せを行なった場合は、その内容について議事録を作成し、委託者の承認を受けること。

概ね、業務着手時1回、中間打合せ2回(検討委員会開催前)、業務完了時1回を予定する。

## 8.書類等の提出

契約締結後、着手時に着手届・工程表・主任技術者届等を、完了時に完了届、成果品・打ち合わせ記録等を遅滞なく提出すること。

## 9.業務の内容の保持および著作権等の取り扱い

(1) 本業務により生じるすべての成果品を愛荘町の許可なく公表および貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏えいし、または開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

(2) 本事業により生じた著作物に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は、愛荘町へ帰属するものとする。

(3) 本業務の成果物に写真等を掲載する場合、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、愛荘町は責任を負わない。

#### 1 0.資料等の貸与および返還

業務の遂行において必要となる図書等の資料は貸与する。また、貸与された図書等の資料は、必要がなくなった場合は直ちに返還するものとする。

#### 1 1.成果品の瑕疵

業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 1 2.委託料の支払い

業務完了検査後に支払うものとする。

#### 1 3.その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、必要事項が生じた場合はその都度協議し、決定する。
- (2) 「愛荘町湖東三山館あいしょう条例」が愛荘町ホームページから閲覧できるので参照すること。

#### 1 4.問い合わせ先

愛荘町 産業建設部 農林商工課（秦荘庁舎1階） 担当：小林

〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地

TEL：0749-37-8051 FAX：0749-37-4444

E-mail：norin@town.aisho.lg.jp